

# 「セクハラ」をめぐる言説を再考する： ことばの歪みの源泉をたどる

佐々木 恵理

## 要 旨

女性への性暴力への抗議と性被害を告発する「#MeToo」運動をきっかけとして、日本でもセクシュアルハラスメント（セクハラ）の議論が活発になっている。報道の姿勢や世論の反応から、セクシュアルハラスメントは重大な人権侵害であるという認識が浸透していることがわかる。一方、セクシュアルハラスメントが正しく理解されているとは言いがたい状況もある。セクシュアルハラスメントは、職場や労働の場で権力関係を背景に起きると定義されるが、日常で起きる性暴力や性被害を「セクハラ」と表現したり、性的な発言や身体接触の様子を象徴的に「セクハラ」と描写したり、ふざけたりからかったりする意図で「セクハラ」が使われたりしている。本論では、まずセクシュアルハラスメントの定義を確認し、次に、さまざまな場面での誤用・誤解例を示す。さらに、こうしたことばの混乱が起きた源泉を探り、セクシュアルハラスメントの問題解決のためのよりよい表現を考えたい。

キーワード：セクハラ、セクシュアルハラスメントの定義、誤用、意味の混乱、英語至上主義

## 1. はじめに

性犯罪に関することばの歪みについては、その犯罪性の隠蔽という視点からテレビ欄のカタカナ英語を分析した佐々木（1999）で述べた。その中で、「セクシュアルハラスメント（sexual harassment）」が「セクハラ」と短縮されることにより、性的遊戯や社会風俗として表現されたり、「逆セクハラ」という造語が作られたりしている状況を見た。

近年、「セクハラ」ということばが大きく取り上げられる契機となったのが、2017年10月5日のニューヨーク・タイムズ等が報じた映画プロデューサー、ハーヴェイ・ワインスタインによるセクシュアルハラスメントであっ

た。このことから、女性への性暴力への抗議と性被害を告発する行動として「<sup>ミートゥ</sup>#MeToo」運動<sup>(1)</sup>が世界中で巻き起こった。日本では、2018年4月、福田淳一財務省事務次官（肩書は当時。以下、同。5月辞任）のテレビ朝日の女性記者に対するセクシュアルハラスメントが大きな社会問題となり、高橋<sup>くにひこ</sup>都彦<sup>くにひこ</sup>泊江市長の女性職員たちに対するセクシュアルハラスメント行為（2018年3月。6月辞任）や、前田善成みなかみ町町長の団体職員の女性に対するセクシュアルハラスメント行為（2018年4月。9月、二度目の不信任決議案可決により自動失職）などが次々と報じられた。しかしながら、このようにセクシュアルハラスメントが大きな議論になっている一方で、このことばが必ずしも正確な意味で用いられているとは限らない。

本稿では、セクシュアルハラスメント、特に略された「セクハラ」ということばが不適切に使用されている場面を取り上げ、その意味の歪みがどのように起きているのかについて検証する。また、大学の「ジェンダー論」の授業で用いたワークシートの回答から、「セクハラ」ということばの浸透度と理解度の分析を試みる。さらに、このことばの意味が歪んだ経緯と源泉をたどってゆく。最後に、セクシュアルハラスメントが「職場や労働の場における」性的人権侵害や性暴力であるという認識をどのように広げるべきかを考えたい。

## 2. 改めてセクシュアルハラスメントの定義を確認する

2018年5月8日、麻生太郎財務大臣が「セクハラ罪という罪はない」と発言し、18日には、「現行法令において、セクハラ罪という罪は存在しない」とする答弁書がわざわざ閣議決定された。福田事務次官をかばったととれる発言ではあったが、事実「セクハラ禁止法」といったセクシュアルハラスメントを犯罪として包括的に捉える法律はなく、また法的な定義もない。

セクシュアルハラスメントを防止するための規定として挙げられるのが、各省各庁の長に対する「人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）」（1999年）と、事業主に対する「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条」（以下、「雇用機会均等法」）。セ

クシュアルハラスメントに関する規定は1997年に改正、2006年の改正時にはそれが強化された)である。前者は国家公務員の、後者は地方公務員と一般企業の職場が対象となる。それぞれのセクシュアルハラスメントの定義、および雇用機会均等法に関する厚生労働省告示「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」(2006年)の該当箇所は順に次のようである(下線部は筆者による)。

#### 人事院規則10-10

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動

#### 雇用機会均等法第11条

事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう当該労働者からの相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

#### 厚生労働省告示「2 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容」

1. 職場におけるセクシュアルハラスメントには、職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの(以下「対価型セクシュアルハラスメント」という。)と、当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの(以下「環境型セクシュアルハラスメント」という。)がある。
4. 「性的な言動」とは、性的な内容の発言及び性的な行動を指し、この「性的な内容の発言」には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等が、「性的な行動」には、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等が、それぞれ含まれる。

セクシュアルハラスメントは犯罪行為であるのにもかかわらず、それをひ

とくくりに捉える法的枠組みがないことが、福田財務次官の事件から浮き彫りになった。セクシュアルハラスメントの裁判では、刑法としては公然わいせつ、強制わいせつ、強制性交等罪（旧強姦罪）などに、民法としては不法行為などに焦点があてられる。つまり、「セクシュアルハラスメント裁判」とは言っても、法律用語とはズレが生じるし、刑法や民法と照らし合わせてその行為が違法であるかどうか微妙だと判断される場合、セクシュアルハラスメントとしてしか解釈できない状況も生じうる。

ここで改めて確認しておきたいのは、セクシュアルハラスメントは本来「職場や労働の場」で起こる性的人権侵害や性暴力のことを指す点である。さらに、セクシュアルハラスメントは、そうした職場や労働の場の階層的な人間関係がある中で、「加害者が、被害者に対する権力を有していて、その立場を利用して行う行為」なのであり、加害者と被害者との関係性が重要なカギとなる。したがって、同じ場に属さず面識もない相手に対する性的人権侵害や性暴力は、セクシュアルハラスメントには該当しない。

しかし、多くの人は、電車での痴漢行為や風呂ののぞき行為といった犯罪を「セクハラ」と捉えてしまう。こうした認識は、セクシュアルハラスメントの成立要件である「場面」と「人間関係」が容易に抜け落ちることから起こる。また、セクシュアルハラスメントは、語彙の意味として、文字通り「セクシュアルなハラスメント」と解釈され、「セクハラ」は男性から女性に対する、日常的な、どこでも起こる「性的に不快な言動全般を指す行為」という意味へと変換されている。はっきりと犯罪とは言えないまでも、明らかに性的に不快な経験を表すことができる簡潔で便利なことばとして機能しているのである。「セクシュアルハラスメント」が「セクハラ」と略されて言いやすくなり、ことばだけは一気に広まったが、もともとのセクシュアルハラスメントが指し示す意味とはかけ離れている。

### 3. 近年のセクシュアルハラスメントの誤解と誤用例

本来、セクシュアルハラスメントは職場または労働の場で起こる行為であり、加害者と被害者の間に権力関係が生じる状況の中で起きる。しかしなが

ら、この2つの条件が抜け落ちた誤解や誤用が広がっている。まず3つの例を通して、そこで示された言動がセクシュアルハラスメントに該当しないことを確認し、次に実際に起きた事例に対する発言の中の誤用を見てみたい。

(1) セクシュアルハラスメントを「性的な不快感」と捉えた例

奥州市が作成した蘇民祭<sup>(2)</sup>のポスターが「女性客が不快感を覚え、セクシャルハラスメントに該当するおそれがある」として、JR 東日本が掲示を拒否。ポスターは白黒。上半身裸、ひげ面で濃い体毛をもち、雄たけびをあげているように見える男性の姿が大きく映し出されていた。(2008年)

ここでは、ふんどし姿の男性のポスターを駅に掲示することが「セクハラ」にあたるという議論の前提を問題にしたい。たとえ、ポスターにわいせつ性があったとしても、駅の構内という公の場におけるポスター掲示であること、加害者と被害者の関係性を特定できないこと、両者の権力関係が不明であることなどから、「セクハラ」には当てはまらない。男性誌のつり広告のポルノグラフィが「女性に対するセクハラだ」としてしばしば議論されるのも、職場での「環境型セクシュアルハラスメント」が援用されてしまうからである。

(2) セクシュアルハラスメントを「不快感のない性的な行動」と捉えた例

「(野生の)イルカがするいけないこととは？」というクイズが出る。画面に、イルカが女性の尻をつつく様子が映し出され、女性のナレーションが説明をする。「しつこくお尻をつつこく、<「ワーオ」という女性の高い声>セクハラです。専門家によると、このイルカはオス。完全に女性をセクシーだと感じているんですって。<男性が女性とイルカの間で割って入る様子が映される>助けに入る男性。あきらめないイルカ。お酒を飲んでもいないのに、この蛮行。けしからん。<「ワーオ」という女性の高い声。イルカが男性の尻をつつく様子が映される>男性にもセクハラ。もうやりたい放題。答えは、『イルカがセクハラする』(「奇跡体験!アンビリバボー」2018年4月5日、フジテレビ)

「女性の尻をつつく」というイルカの行動をセクシュアルハラスメントの加害男性の行為のように捉えている。イルカの行動は暴力性を伴うものではなく、ナレーションもゆっくりとおどけながらかわいらしい。「オスイルカ対女性」の図式を際立たせるためか、イルカが男性の尻をつつく動物行動学的な検証はない。また「蛮行・けしからん」と言いながらもおもしろおかしく演出していることから、このクイズの作り手が、実際のセクシュアルハラスメントも単なるおふざけがすぎただけの行為と考えていることがわかる。イルカを擬人化した違和感が大きく、偶然撮れた動物の行動に対して性的な興味本位の物語を付与して説明しているのである。

### (3) セクシュアルハラスメントを「性的な発言」と捉えた例

目の見えない漫談家の濱田祐太郎と爆笑問題・太田光の対談。濱田は、自分は目が見えないことをネタにしているが、障がいを笑いものにすべきではないという意見もある、しかし、受け取り方はさまざまでよいと話す。それを受けて、太田は次のように話す。(カッコ内は筆者による加筆)

それは、我々(と)変わらないな、別に。「あれはセクハラだ」とかって。おれらのネタだって、「太田の言ってることはセクハラだ」とか、あの、「パワハラだ」とか、なんか暴力を肯定してる、とか、なんか言ってるやつは、じゃあもうしょうがないな。(『R-1 ぐらんぶり2018優勝者特番濱田祐太郎のした事ないこと!』2018年6月4日、フジテレビ)

爆笑問題の漫才は、時事ネタを扱いながら話を進めるスタイルを取る。そのため、「おれらのネタ」の中で太田が「セクハラ」発言する相手は、相方の田中裕二に対するものか、またはネタに登場する実在の人物に対するものである。そこで太田がもつ権力がおよぶ相手は「実在の人物」のみであるが、ネタ中の発言が実在の人物に対するハラスメントになるとは考えにくい。太田が言う「セクハラ」は、観客の女性が聞いて不快に感じる下ネタのことと推察でき、それを批判されることへの不満を言っていると思われる<sup>(3)</sup>。

では、セクシュアルハラスメントが実際に起きた次の例ではどうだろう。『東京新聞』（2018年4月24日）は、福田事務次官のセクシュアルハラスメント事件を受けて、「本紙女性記者から寄せられた事例」の一覧（一部）を挙げて、「事務次官のセクハラ疑惑はテレビ朝日だけの問題ではない、との思いから、本紙の女性記者が経験をもとに語り合った」様子を紙面に載せている。紙面上で話しているのはA～Eが付された5人である。

「集まった経験事例の感想は？」と問われて、Bは「犯罪ではないかというケースも。セクハラという言葉では軽いですよね」と言っている。記事で挙げられている9例から被害の内容を判断すると、なんらかの身体接触があるものが6例あり、おそらく「犯罪ではないかというケース」はこのことだと思われる。しかし、「見返りに性的接触を求められ、逃げた」という未遂の事例も事件性があるように思われるし、セクシュアルハラスメントの定義と照らし合わせると、「一緒にふろに入りに行きたい」、「胸もませて、キスさせて」といった発言も十分セクシュアルハラスメント行為だと言えるだろう。

では、Bが「セクハラという言葉では軽い」という真意を考えてみよう。セクシュアルハラスメントで規定される行為が、非常に軽微で1回限りの不快な発言から究極的な身体的性暴力である強制性交等罪までの、あらゆるタイプの「不愉快な性的言動」だと認識していれば、「セクハラ」は十分重いことばに響く。それがBには響かないということだ。だから、被害が身体的な性暴力だとわかる行為については、犯罪行為を指す罪名で呼ぶ方が被害をよく表すと考えての発言と取れる。「セクハラ」はちょっとしたからかいや遊びにすぎないという意識が働いて、「セクハラということばでは、この被害を到底表すことはできない」と強調したかったのだと思われる。

このようにセクシュアルハラスメントの認識に間違いがあり、またその使い方にズレがあっても、「読めてしまう」のはなぜだろうか。ここで、48歳の女性の投稿「心踏みにじるセクハラ」を見てみよう（『東京新聞』2018年5月11日）。「セクハラ報道のたびに、呼吸が苦しくなるのだ」という記述の後に、10代にバイトをしていたときの被害が語られる。そのあとで満員電車の中で「偶然を装い体に触れ続ける人、自分の体をぴたりと押し当ててくる

人、耳元に息をかけてくる人、携帯で撮る人」に耐えてきた様子を伝え、「セクハラに敏感に反応すると、自意識過剰、美人でもないくせに心配するな、女性として扱ってやったらと批判されることもある。(中略)セクハラは長期に人を傷つけ、人の人生をも変えてしまうほど深い傷をもたらす」と締めくくっている。タイトルと最後の「セクハラ」ということばが「性暴力」に置き換わっていれば違和感はない。しかし、タイトルが指し示すとおり、書き手は電車内での不快な身体接触も「セクハラ」と捉えて書いている。そして、「痴漢行為はセクハラだ」と誤認している読み手には、こうした捻じれた文章もすらすらと読めてしまう。

これまで見てきた5つの例は、取り立てて特別な例ではない。こうしたセクシュアルハラスメントの捉え方はむしろ日常化していて、テレビ番組、雑誌、またネットの中などでは頻繁にみられる言説であり、こうした誤解・誤用はすでに定着していると言えるだろう。

#### 4. 大学生のセクシュアルハラスメントの捉え方

では、「セクハラ」ということばは若い世代の人たちにどのように理解されているだろうか。筆者が大学で担当した「ジェンダー論」の授業<sup>(4)</sup>で用いたワークシートから大学生の意識をさぐってみたい。およそ1990年代に生まれた世代にとっては、セクシュアルハラスメントということばは生まれたときからすでにあつたことばであり、ことばが導入された当時のようなテレビや新聞での用語解説は見ても聞いてもいない。つまり、周りの大人やメディアから見聞きしている情報からセクシュアルハラスメントを理解していると考えられるし、当然、短縮語の「セクハラ」のほうになじみがある。

ワークシートでは次のようないくつかの場面を想定して、それがセクシュアルハラスメントに当たるかどうかを学生に尋ねている。ここでは、職場だけではなく学校の場面も想定して尋ねていることをお断りしておく。設問の一部を要約して掲載する。



1. 電車内での痴漢行為
2. 女風呂を男が覗く
3. 女性が道を歩いていて、男性から「ねえちゃん、足がきれいだね」と言われる
4. 職場の宴会で女子社員がみんなのお酌をさせられる
5. 男子大学生が部活動で、先輩男子から「はだか踊り」をするように言われる
6. ゼミの教員が「女は結婚するんだし大学院に行く必要はない」と言う
7. 職場の男子社員はいつも猥談をしていて、みんなに丸聞こえである

セクシュアルハラスメントの規定から解釈をすると、1～3はセクシュアルハラスメントではなく、4～7はセクシュアルハラスメントになる可能性が高い。学生の回答では、「1」をセクシュアルハラスメントとしたのは426人中280人、「2」は271人、「3」は301人であった。

さらに深く読み解いてみたい。「1」の電車内での痴漢行為は「セクハラ」ではないと回答した3分の1の学生の中には、そう考えた理由として「痴漢行為は犯罪だから、セクハラではない」と書いている学生が複数いた。つまり、「痴漢行為は明確な犯罪であるが、セクハラは犯罪とは言えない」と解釈していることがわかる。同じワークシート内で「セクハラ」の定義を学生に聞いているのだが、「セクハラ」は「犯罪の手前」だと表現した学生もいる。

講義を受けた学生から、これまでしばしば「先生は『痴漢はセクハラではない』と言うが、セクハラは犯罪ではないのか」という質問があったり、「『セクハラは犯罪ではない』と知って驚いた」などの外れなコメントがあったりしたのは、「セクハラ」の根本的な意味をきちんと理解していないためである。ちなみに、学生の「セクハラ」の定義において、文脈に、職場における権力や支配関係、立場の上下についての言及があったのは51人にすぎなかった。

冒頭で述べた「#MeToo」運動や次々と報道されるセクシュアルハラスメント事件についてメディアの報道姿勢や世論の反応を見ると、セクシュアルハラスメント行為が重大な人権侵害であるという認識が浸透していることが

わかる。だが、セクシュアルハラスメントは職場や労働の場で起こる人権侵害だとわかっている人であっても、頭の中には未だにある寸劇が繰り返されているはずだ。それは、「スーツ姿のオヤジ上司と制服姿の若いOLがいる場面で、オヤジ上司がOLの尻を触ると、OLが口元をとがらせて、子どもっぽく甘えた声で『もう、部長、そういうのってセクハラですよ』と言う」<sup>(5)</sup> というものだ。触るのはOLのからだのどこでもよく、オヤジ上司は課長でも係長でも社長であってもかまわない。テレビのドラマや再現ビデオでセクシュアルハラスメントを象徴的に表すために、こうした「職場のスキット」が繰り返されるのを筆者は何度も見て来た。先の学生のワークシートの記述でも「セクハラという言葉は普段から聞いていたが、どういう意味かを説明するとなると、触った、としか言えなかった」とあることと符合する。

キャンパスを歩いている女子学生と男子学生が雑談をしながら「職場のスキット」に似た会話を楽しんでいるのを耳にすることも多い。学生も「遊び半分で、友だちをからかう際に、『セクハラ』ということばを使っている場面はよくみかける」、また「遊び感覚で『セクハラ』と(いう)言葉を発したりしてしまっただけでもありました」(カッコ内は筆者による加筆)と書いている。少なくない大学生は、セクシュアルハラスメントは親しい間柄で個人的に交わされるコミュニケーションの一形態にすぎないと認識しているに違いない。これまで見てきたように、こうした大学生の認識の仕方は、社会のセクシュアルハラスメントに対する意識そのものを映し出している。

## 5. どのようにことばは歪み、そして拡散したのか

では、英語の sexual harassment が日本語の「セクシュアルハラスメント」に変換され、「性的いやがらせ」との併用を経て、短縮語の「セクハラ」が定着する過程のどこで、このことばの意味は歪んでしまったのだろうか。セクシュアルハラスメントの用語・概念の日本への導入の経緯は、中下他(1991: 8-9)や原山(2011: 423-427)の年表に詳しいが、このことばの誤解と誤用が生じた主な出来事は次の3つに集約される。

・1986年、「西船橋駅ホーム転落死事件」<sup>(6)</sup> (以下、「西船橋駅事件」)

- ・1989年8月、「福岡セクシュアルハラスメント裁判」<sup>(7)</sup>（以下、「福岡裁判」）
- ・1989年12月、「セクハラ」が第六回新語・流行語大賞の新語部門で金賞受賞

セクシュアルハラスメントの定義から考えれば、福岡裁判が初のセクハラ裁判である。それにも関わらず、西船橋駅事件が初のセクハラ裁判と記述された文献も多く、この誤解はネットでも広がっている。各種の新語・流行語辞典もこの点については混乱がある<sup>(8)</sup>。『流行語大賞30周年 受賞語で振り返る30年の世相と日本人』（2014：22）の「セクシュアルハラスメント」の解説を見てみたい。事件の概要部分は略してある。

新語部門・金賞。河本和子（弁護士）。欧米ではすでに社会問題化していた「セクシャル・ハラスメント」（セクハラ）だが、日本では“西船橋駅転落事件”の判決が出た1989年（マ）、一気にスポットライトを浴びた。（中略）日本で初のセクシャル・ハラスメント裁判といわれ、河本は弁護士として活躍した。

ここで登場するのが、西船橋駅事件を担当した河本弁護士である。セクシュアルハラスメントの裁判でもなかったのに、この裁判を担当したゆえに弁護団の中の女性弁護士が受賞するという奇妙なことが起きた。弁護団のひとりである市川（1989）によれば、受賞の理由は「この事件の弁護を通じて、女性に対する性的いやがらせの問題をアピールした」からで、「××弁護団が『セクシャル・ハラスメント』なる言葉を作った訳でもないし、宣伝したこともない」のだが、「≪ヌードダンサーと高校教師≫という取り合わせに飛び付いたマスコミだったが、いざ審理がはじってみると、そこには一般女性に対する男性の性的いやがらせの問題があることがわかった」からなのだという（引用部分の伏字は筆者による。伏字部分は被告女性の名前）。

ではなぜ西船橋駅事件が「初のセクハラ裁判」と誤解されてきたのだろうか。この事件がセクシュアルハラスメントと結びつけられてきた理由のひとつは、この事件で加害者女性を支援した「働くことと性差別を考える三多

摩の会」(以下、「三多摩の会」)のメンバーが、1988年に『日本語版 性的いやがらせをやめさせるためのハンドブック Stopping Sexual Harassment A Handbook』を翻訳出版し、このことばを「流行らせ」<sup>(9)</sup>たことで、時間をさかのぼって「西船橋駅事件＝セクハラ裁判」という結びつきが強化されたからではないかと思われる。

ハンドブックの最初には、三多摩の会による「はじめに」が付け加えられている。下にその冒頭部分を見てみる。

セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)を、一度も経験したことのない女はいないでしょう。あいさつがわりに身体をさわる、性的なからかひや侮辱の言葉、職場の壁に貼られたヌードポスター、デートや性交渉の強要、そしてレイプ―露骨にあるときは「親しげに」、女たちをとりまくそれらについて、これまで女たちは、“それは個人的な問題で、被害を受けた側に何らかの落ち度があったからだ”と思わされてきました。

1982年の『現代用語の基礎知識』でセクシュアルハラスメントが取り上げられていたとはいえ、三多摩の会のメンバーがハンドブックを入手した1987年(三多摩の会1991:7)当時、日本にはセクシュアルハラスメントということばもその概念も確立していなかった。先に挙げた「はじめに」の冒頭の部分は、本来のセクシュアルハラスメントを記述しているとはいいがたいが、少し読み進めると、「均等法」、「女たちが職場のなかで感じている言葉にならない働きがたさ」、そして最後の部分でようやく「職場での性的いやがらせ」、「職場や学園で、性的いやがらせに直面したとき」と説明される。つまり、日常の性暴力や性被害と職場(と学校)でのセクシュアルハラスメントが同時に語られることで、セクシュアルハラスメントの定義が曖昧になっている。

この曖昧さと混乱は、英語から日本語への翻訳の難しさからも生じている。翻訳された「1. 経験」(三多摩の会1988:4)の章を見ながら考えてみよう。

「性的いやがらせ」とは、仕事場での望まない性的対応を説明するために作られた言葉である。性的いやがらせは女性の生活全般に一街を歩いているときにも、レストランで食事をしているときでも、地下鉄にのっているときでも一存在する。女性はあらゆる場で不本意な性的さそいかけをうけている。しかし、職場で女性がこうむる性的いやがらせの被害はもっと深刻である。

第1文目の「性的いやがらせ」に引用符がついていることから、原文の著者は“sexual harassment”を引用符つきで用いて、「ここで言うセクシュアルハラスメントということばは、仕事場での望まない性的対応を説明するために作られた専門用語である」と定義をしていることがわかる。2文目の「性的いやがらせ」には引用符がないことから、2文目と3文目は、「形容詞+名詞」としてあらわされる一般的な意味で「文字通りのセクシュアルなハラスメントであれば、女性はすでに日常のあらゆる場面でその被害にあっている」と述べていると思われる。だから続く4文目では、「このセクシュアルなハラスメントが職場で行われれば、もっと深刻だ」と読み解かなければならない。こうしてみると、最初で原文の著者は明確にことばの定義をしているが、翻訳者はそれを考慮せずに、ただ忠実に英語を訳しただけだと考えられる。

三多摩の会はその後に出版した『女6500人の証言 働く女の胸のうち』(1991:14)の中で、行ったアンケートの項目について、「セクシュアル・ハラスメントという言葉は、一般には仕事に関する場でのことを指し、通勤・帰宅途上での痴漢行為などは含まない。しかし、通勤・帰宅というのは仕事に付随するものであり、そこで受ける不快な経験は働く女性にとって共通の大きな問題である。そう考えて、私たちはこの質問項目を設けた」と丁寧に説明しているが、直後に「通勤・帰宅途上のセクシュアル・ハラスメント」といういいまわしを用いている。これでは、読者が混乱するに違いない。

英語の sexual harassment をどのような日本語に訳すのか、どのように説明すればよいのかとの試行錯誤があったことが三多摩の会の丹羽雅代(2018)の発言からわかる。ここで強調しておきたいのは、新しいことばや概念が

導入される際の困難さである。こうした新しいことばの概念の混乱とその伝播については、「ジェンダー・フリー」をめぐる佐々木（2006、2007a、2007b）で述べてきたとおりである。

こうして、セクシュアルハラスメントは曖昧な定義のまま、すでに結審していた西船橋駅裁判と結びつけられ、流行語大賞を受賞して、間違った意味が拡散していったと推察できる。丹羽は講演会（2007）で西船橋駅事件の女性が受けた行為にふれ、「セクシュアルハラスメントっていうのはいったいどういうことか。なんで、彼女が受けた状況が、セクハラという被害だと、みんなが判断したかっていうことをちょっと考えてみてください」と発言している。つまり、2007年の時点でも、西船橋駅事件の男性の行為はセクシュアルハラスメントだと考えていて、こうした講演会でも「西船橋駅事件＝セクハラ裁判」といった間違った認識が広まっていることがわかる。

弁護士などの専門家による法律や裁判に関する文献を除いて、「セクシュアルハラスメント」はその定義が曖昧なままに、多くの文献や記事によって拡散している。中でも、近年の出版である原山（2011）は、その表題『セクハラ誕生 日本上陸から現在まで』がひときわ目を引くルポルタージュである。およそ半分に西船橋駅事件を、残り半分に福岡裁判を当てて、当時の社会の事象を織り交ぜながら、さまざまな人物とその言説を追っている。

この中で原山は、西船橋駅事件の言説で使用された用語を次のように分析している。石塚夕子は、訳語が原語とは異なる性的暴力に近い意味になったために「性的いやがらせ」を用いた（73）。ヤンソン由美子は「性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）」を犯罪性や不快感と共に用いた（74-75）。さらに『広辞苑（第六版）』（岩波書店）の定義にはヤンソンの定義が含まれている（75）。原山の分析は非常にわかりにくく、当時の人々の言説が本当にそのように解釈できるのかどうかは、原典にあたりながら言語的な分析を試みる必要があるだろう。だが、少なくとも原山は、「こうして『セクシュアル・ハラスメント』の意味や定義は混沌とした状態のまま、だんだんと日本社会へと浸透していくことになる」（76）と結び、ことばが混乱している状況を一応示してはいる。

ここまでをまとめてみる。西船橋駅事件が起きたとき、弁護士も支援団体もセクシュアルハラスメントという用語を用いていたわけではなかった（原山2011：70-71、市川1989）。だが、石塚、ヤンソンや支援団体のメンバーなど、この用語の存在を知っていた関係者や発言者が、正確な原意を知らないまま、または自分で主観的な用語の解釈をしながら、セクシュアルハラスメントや、訳語としての性的いやがらせを用いていた。

そして、事実、原山が言うように「意味や定義は混沌とした状態のまま」、セクシュアルハラスメントということばは広がってゆくことになるのだが、この原山自身が次のようにセクシュアルハラスメントを捉えたり説明したりしており、果たしていったい原山の分析をどう捉えたらよいのかと当惑させられる。以下に当該箇所を拾い上げ、後の〔 〕内で説明を加えてみる。

- ・西船橋駅事件は「日本セクハラ裁判史の原点」（10、70）〔西船橋駅事件は日本初のセクハラ裁判ではないため、この説明は間違い〕
- ・西船橋駅事件がセクシュアルハラスメントの裁判だとする『現代用語の基礎知識』（1982）の記述は、セクシュアルハラスメントの定義と照らし合わせると「まるでおかしなことになる」（71）〔西船橋駅事件はセクシュアルハラスメント行為の事案ではないので、この説明は正しい〕
- ・「痴漢は『セクハラ』ではなく、許されざる卑劣な犯罪とみなされるはずだ」（75）〔文脈から、セクハラは「許されざる卑劣な犯罪」ではないと読み取れ、この説明は間違い〕
- ・「セクハラという言葉が“上陸”を果たす前から、もちろん日本にも実例はあった。（中略）弁護士の林陽子は、この『長野電鉄事件』をセクハラ訴訟の原点として位置付け」ている（172-173）〔西船橋駅事件も福岡裁判も最初のセクハラ訴訟と書いているため、この説明は混乱を招く〕
- ・「晴野が当初に思い描いていたのとは完全に違う形で、日本初の『セクハラ裁判』の準備が始まることになった」（268）（注：福岡裁判のこと。「晴野」は原告の女性）〔福岡裁判は初のセクハラ裁判であるので、この説明は正しい〕

このように、そのときどきで、セクシュアルハラスメントの定義を正確に用いたり異なる解釈をしたりして、原山の記述には一貫性がない。いずれにせよ、「セクハラ」ということばが西船橋駅事件の裁判と混然一体となって広まり、セクシュアルハラスメントということばやその裁判について言及する多種多様の本（例えば、宮1989、原山2011）が出版されるたびに、その意味と定義が間違ったまま拡散されていることは間違いない。

## 6. おわりに

本稿では、改めて「セクシュアルハラスメント」（セクハラ）が使用されている現状を分析した。この語の使用における問題点は次のようにまとめられると思う。まず、英語の音を日本語表記した「セクシュアルハラスメント」に「性的いやがらせ」という訳語がつけられたが、同じ意味として機能しなかった。そのため、それぞれのことばの再定義を行いながら、自己流で解釈して使用された。その後、略語の「セクハラ」が拡散した。結果として、セクシュアルハラスメントということばは曖昧なままに使用され続けている。

では、こうした用語の混乱状態をどのようにして解決してゆけばよいのだろうか。今後、セクシュアルハラスメント対策として、人事院規則や雇用機会均等法の運用を徹底させることや防止法・禁止法の必要性の議論が高まるだろう。また、国際労働機関（ILO）の委員会は、セクシュアルハラスメントなどについての国際条約を制定する方針を決めている。そうしたことを契機として、研究者や専門家がマスメディアと一緒に、セクシュアルハラスメントの正しい概念を周知する努力をするしか方法はない。その際に、これまでどおり「セクシュアルハラスメント」を使うのか（公式な文書では決して「セクハラ」と略されることはない）、それとも、例えば「性的ハラスメント」として、「職場などの性的人権侵害」や「労働場における性暴力」と定義しなおすのか、慎重に考えるべきだ。少なくとも「セクハラ」はすでに言い古され、さまざまな派生的な意味合いがこびりついた「汚れた」ことばになってしまっている。セクシュアルハラスメントをめぐる用語には、なんらかの抜本的な改革が必要であるように思われる。



問題の本質はもうひとつある。それは、英語至上主義<sup>(10)</sup>に陥っている専門家や研究者が英語の専門用語を安易に導入して、そのままカタカナ語として使用していることである。ことばが普及することだけを狙うのではなく、正確に意味を伝えてゆく努力をし続けなければならないのは専門家や研究者の責任である。また、言い易さのためだけにカタカナ語を短縮してしまう日本語人のことばに対する姿勢も負の要因として働いている。セクシュアルハラスメントをめぐることばの問題を解決することが、セクシュアルハラスメント問題そのものを解決する力になることは間違いないだろう。

#### 注

- (1) 「#MeToo」運動は、ウィンスタインのセクシュアルハラスメント行為を告発した俳優アリッサ・ミラノが、自らのツイッターで “If you’ve been sexually harassed or assaulted write ‘me too’ as a reply to this tweet.” (もしあなたがセクシュアルハラスメントや性暴力にあったことがあるのなら、このツイートに「わたしも」と返信を) とツイートしたことに端を発する。
- (2) 岩手県奥州市水沢区の黒石寺で、旧暦正月7日と8日に行われる。裸祭りのひとつ。
- (3) 爆笑問題は「ENGEI グランドスラム」(2018年4月7日、フジテレビ)における漫才でも、「下ネタ=セクハラ」の意味で用いている。
- (4) 今回の資料は、文教大学で2013、2014、2016年度に担当した「ジェンダー論」で用いたワークシートである。
- (5) ここではあえて性差別語である「オヤジ上司」と「OL」という用語でステレオタイプ化して説明を試みた。原山(2011:259-260)はこれを「セクハラ=お尻を触るという図式」と説明している。マスメディアが職場のセクシュアルハラスメントを象徴的に描く際、「分別のある上司」と「有能な部下」を登場させることはまずない。
- (6) 1986年、総武線西船橋駅のホームで、女性が泥酔していた男性に絡まれ、それを避けようとして男性を突いたところ男性がホーム下に転落、電車に轢かれて死亡した事件。87年、女性が無罪判決。
- (7) 1989年、福岡のフリーライターが勤務していた出版社の上司を相手取り起こした

日本最初のセクシュアルハラスメント裁判。1992年、原告勝訴。

- (8) 用語辞典の記述のその他の例を挙げる。「セクシュアルハラスメント」の項目に正しい記述があるもの：『現代用語の基礎知識』（1989：788）、『外辞苑 平成新語・流行語辞典』（2000：216）。記述に間違いがあるもの：『明治・大正・昭和の新語・流行語辞典』（2002：253）、『新語・流行語大全 ことばの戦後史 1945-2006』（2006：220）。
- (9) 三多摩の会のメンバーである丹羽（2018）は次のように話している。「最初は『性的嫌がらせ』と言っていたんです。でも、これは嫌がらせなんていう軽いレベルじゃないという話になり、セクシュアルハラスメントというそのままの言葉を流行らせないといけないと考えました」。
- (10) 英語至上主義については佐々木（1996、2002）を参照のこと。

#### 参考文献

- 市川清文（1989）「アク『セクハラ』ハラ道中記」<http://www.ichikiyo.com/sekuhara.htm>  
（2018年6月7日、閲覧）（1989 千葉県弁護士会会報『槇』平成元年度第2号）
- 佐々木恵理（1996）「英語の性差別語と日本語人への影響—英語教科書の調査と共に」『ことば』17 pp. 13-30 現代日本語研究会
- 佐々木恵理（1999）「歪められる英語の意味と性犯罪の隠蔽—テレビ欄にみるエイゴ表記」『ことば』20 pp. 35-43 現代日本語研究会
- 佐々木恵理（2002）「動物をめぐることばと表現（3）—犬の訓練になぜ英語を使うのか」『ことば』23 pp. 71-90 現代日本語研究会
- 佐々木恵理（2006）「日本語人は『ジェンダー・フリー』をどのように理解しているか—大学生の調査から—」『ことば』27 pp. 68-81 現代日本語研究会
- 佐々木恵理（2007a）「『ジェンダー・フリー』に翻弄されるひとびと—言語領域からの分析」『ことばとジェンダーの未来図』 pp. 228-262 明石書店
- 佐々木恵理（2007b）「『ジェンダー・フリー』ということばは必要か—ことばと概念の混乱を探る—」『ことば』28 pp. 53-67 現代日本語研究会
- 中下裕子・福島瑞穂・金子雅臣・鈴木まり子（1991）『セクシュアルハラスメント

「性」はどう裁かれているか』有斐閣

丹羽雅代 (2007) 「セクシュアル・ハラスメント防止のための学生向け講演会」和光大学ハラスメント委員会 2008-0408-1031.b3911bd29e8d61f9551c1b529878cab.pdf p. 5

丹羽雅代 (2018) 『「セクシュアルハラスメント」を流行語にした女たち』(前編)  
[https://www.lovepiececlub.com/interview/mobile/2018/03/15/entry\\_006827.html](https://www.lovepiececlub.com/interview/mobile/2018/03/15/entry_006827.html)  
(2018年10月1日閲覧)

働くことと性差別を考える三多摩の会 (1988) 『日本語版「性的いやがらせをやめさせるためのハンドブック Stopping Sexual Harassment A Handbook」』

働くことと性差別を考える三多摩の会 (1991) 『女6500人の証言 働く女の胸のうち』学陽書房

原山擁平 (2011) 『セクハラ誕生 日本上陸から現在まで』東京書籍

宮淑子 (1989) 『セクシュアルハラスメント 性的いやがらせ・おびやかし 女たちの告発』教育史料出版会

#### 参照辞典類

亀井肇 (2000) 『外辞苑 平成新語・流行語辞典』平凡社

木村傳兵衛・谷川由布子他 (2006) 『新語・流行語大全 ことばの戦後史』自由国民社

米川明彦 (2002) 『明治・大正・昭和の新語・流行語辞典』三省堂

『現代用語の基礎知識』(1982) 自由国民社

『現代用語の基礎知識』(1989) 自由国民社

『流行語大賞30周年 受賞語で振り返る30年の世相と日本人』(現代用語の基礎知識別冊付録) (2014) 自由国民社

(ささき えり：獨協大学)

(2018.11.12 受理)